

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

生きている文化遺産の保護・活用と住民の役割： 中国雲南省・世界遺産麗江古城を事例に

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-06-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高倉, 健一 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.15021/00006060 |

第4章 生きている文化遺産の保護・ 活用と住民の役割

— 中国雲南省・世界遺産麗江古城を事例に —

高倉 健一
神奈川大学

麗江古城は、少数民族・納西族の中心的な都市として約800年の歴史を持つ古都である。改革・開放政策以降、他の文化的特色を持つ都市と同様に文化資源を利用した観光開発が進められ、1997年には麗江古城の街並みが世界文化遺産に登録された。その結果、麗江古城は国内外から年間数百万人の観光客が訪れるなど観光開発による経済発展は成功したが、観光地化による生活環境の変化などによって観光開発が進められる以前から麗江古城内に住んでいた人々の多くが近隣地域に流出し、その民居を外部から来た商売人が宿泊施設や土産物屋などに改装して商売をおこなうようになった。そのため、これまで麗江古城に住んできた人々によって継承されてきた生活文化の存続が危ぶまれる状況となっている。

麗江古城のような、現在も人が居住する建物や街並みそのものが登録対象となっている文化遺産は、これまでそこに住んできた人々の生活文化によってその文化形態が形成されてきた面が大きい。また、そこに住む人々が生活の中で日々利用していることから、生活文化の変化に合わせてその形態が変容することもよくみられる事象であり、その特徴から「生きている文化遺産」とも呼ばれる。このような特徴を持つ文化遺産の保護には、生活文化が文化遺産に与える影響を考慮したうえでの保護活動が必要となる。

本稿は、生きている文化遺産の保護と活用の両立には、文化遺産に携わる住民自身が自分たちの利益や生活のために自律的に文化遺産を利用することができる環境を整えることが重要という考えについて論じる。また、時代の変化などに応じて住民の定義について再考することの必要性についても検討する。

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 はじめに | 4 麗江古城における生きている文化遺産の保護と活用 |
| 2 生きている文化遺産とは | 5 おわりに |
| 3 生きている文化遺産の観光資源活用 | |

キーワード: 生きている文化遺産、観光開発、文化保護、住民、麗江古城

1 はじめに

「生きている文化遺産」とは、現在も人が居住する建物や街並みが登録対象となっている文化遺産のことである。

住居など人々が日常生活の中で常時利用している文化遺産の保護には、通常の文化財

のように、ある程度隔離された安定した環境の中で現状を保存するという方法や考え方は適用できない。むしろ、その文化遺産を創出し利用してきた人々の生活様式や時代の変化に応じて生じる変容が継続的に発生すること自体が生きている文化遺産の特徴であるため、そのことを考慮した保護が求められる。また、文化遺産を自分たちの生活のために活用できることで、例えば雇用創出によって住民の減少を防いでその地域の文化の衰退を防止できるほか、先述したような文化財の現在の形状を維持するという画一的な保護方法ではない、文化遺産を創出してきた要素の保護を重視することにもつながる。つまり、住民の生活文化が存続できる環境の保護と、住民が自律的に文化遺産を保護・活用できる環境の構築、この2点が生きている文化遺産の保護や活用を進める際に必要の条件であると考えられる。

麗江古城も人が住んでいる生きている文化遺産であり、中国少数民族納西族の中心的な地区として約800年の歴史を持つ。他の歴史的な都市と同様に政策として観光開発が進められ、1997年に世界遺産に登録されてからは観光客が増加し、外部から商売人が多く流入するなど観光開発が急速に進んだ。その結果、生活環境の悪化などにより以前から麗江古城で生活していた住民の多くが周辺地域などに流出してしまい、研究者からは文化の存続状況について危惧する声も出ている。

麗江古城内の生活環境の向上や住民生活の保護などに対する法整備も進められているが、その内容や効果は環境の変化に対して不十分なものであり、改善するまでには至っていないのが現状である。しかし、周辺に流出した旧住民の中には現在も仕事や日常生活において麗江古城とつながりを持つ人々も多い。また、外部から来た商売人の中には10年以上麗江古城に住み続けて民宿を経営している人々もいることが、現地調査によって見えてきた。彼らを現在の麗江古城の文化を継承する新しい住民の形態として捉え、今も麗江古城に住む人々とともに、彼らの生活文化の変化を注意深く見つめることが今後の文化遺産の保護にとって重要になると考える。

以上を踏まえて、彼らが文化遺産を自律的に活用できるように法整備を含めたサポートを進めていくことが、生きている文化遺産の保護と活用の成功につながるという考えについて論じたい。

2 生きている文化遺産とは

近年、テレビ番組や観光旅行のパンフレットなどで世界遺産という言葉をよく見かけるようになったことで、世界遺産は一般的に広く認識されるようになってきている。

世界遺産 (World Heritage) とは、国際連合の専門機関であるユネスコ (UNESCO) の世界遺産リストに登録された、顕著な普遍的価値を持つ建造物や自然などの不動産のことであり、その登録数は2015年現在で1,000件を超えている。世界遺産には、文化遺産、

自然遺産、複合遺産の3種類があり、いずれも有形の不動産が登録対象となっている。

本稿で研究対象としている「生きている文化遺産」とは、上記の文化遺産の中でも現在も人が居住する建物や街並みそのものが登録対象となっている文化遺産のことである。生きている文化遺産という言葉と同じ意味、もしくは類似した意味として、英語の「リビングヘリテージ」という言葉を用いている研究もあるが、本論と同じく人が居住する建物や街並みを対象として用いている場合もあれば、公共の建造物や鉱山などの文化遺産を対象として用いている場合もあるなど、研究者によって使い方に若干の差がある。このような現状であるため、本論では「生きている文化遺産」という言葉を使用することとしたい。

生きている文化遺産は、寺院や教会などのような、ある程度特殊な場所として管理者が保護管理をおこないやすい文化遺産とは違い、民居など住民が自分の所有物として日常生活の中で日々利用している建物やそれらによって構成される街並みが登録対象となっている。そのため、通常の文化財のように、ある程度隔離された安定した環境の中で現状を保護するという方法や考え方を単純に適用させることはできない。さらに、生きている文化遺産は人々の日常生活の中で日々使用されているため、生活様式の変化に合わせて形態が変化することがある。しかしそれは、これまでの歴史においても人々の生活の中で自然に起きてきた現象であり、それこそがその文化を形成してきた要素のひとつと言える。この生活の変化に合わせて変容することも、他の文化遺産と比べて保護が難しくなる理由のひとつとなっている。

つまり、生きている文化遺産の保護においては、そこに住む人々の生活文化の存続とその影響を意識した保護活動が必要であり、それを考慮しないで登録対象物のみを保護することは、例えば卵の殻の本来の役割である生命の保護を無視して中身を捨て、殻の保存のみにこだわってしまうことと同じであり、本当の保護とはならないのである。

3 生きている文化遺産の観光資源活用

文化遺産はしばしば観光資源として活用されているが、その地域の経済発展や雇用の創出による過疎化の防止などに寄与するというメリットがある一方、観光地化が進むことによって伝統文化に変化や破壊が生じるなどの文化保護への影響が生じる場合もある。観光資源として活用する際の文化遺産への影響については、これまでも多くの研究者によって各地で研究がおこなわれている。例えば、D.J. グリーンウッドは「時折、観光活動は地方文化の中に創造的な反応を発生させ、積極的に文化の発展の軌道に影響を及ぼす」、「文化の変容を妨げることは無意味なことである。すべての変容を裁可することは非道徳的である」などと述べている [グリーンウッド 1991]。また、山下晋司は「観光は、文化との関係において観光開発が伝統文化を破壊するといった議論でしばしば否

定的に語られてきた。しかし、伝統文化の破壊は観光開発の身に帰することはできないし、むしろ観光が伝統文化を保存し、創り出すという側面もある」と述べている [山下 1996]。両者の論からは、観光資源として文化を活用するという行為には、文化を破壊するという面だけではなく、文化の創造や消失の防止につながる側面もあること、また、それによって生じる文化の変容を一方的に悪影響とするべきではないという考えが伝わってくる。さらに、葛野浩昭は「考えるべきは文化を壊すのか、生むのか、といった二者択一的議論よりも、そこにかかわっている多様な人々とのマクロ・ミクロの関係に関する緻密な記述と考察の方で、誰が、誰の文化を、誰へと向けて、誰の利益のために商品化しているのかを執拗に考えること、そしてその際には、まずは住民たちの多様な対応をこそ愚直に誠意を持って見つめること、そのことが人類学者の仕事であろう」と述べており [葛野 2011]、そこに関わる様々な人々の関係性に目を向け、住民の対応の様子をしっかりと誠意を持って注視すべきという考えが伝わる。

筆者も、文化を観光資源として利用する観光開発を進めることによって、それまでそこで継承されてきた伝統文化に変化が生じることについては、観光開発によって文化が破壊されるというネガティブな捉え方をするだけではなく、その文化を創造し継承してきた人々が環境の変化に合わせて自主的に変化させた結果であれば、それはこれまでの歴史の中においてもおこなわれてきた文化変容のひとつとしてみる必要があると考える。もちろん、金銭目当てで観光客の要望に合わせて安易に変化させるような行為には規制が必要であるが、その文化に関わる人々が文化の存続を考えておこなっている行為であれば、一律に決められたルールに則って善悪を断じるのではなく、誠意を持ってその対応を見つめることが文化を研究対象とする研究者にとって必要な研究姿勢であると考えている。

生きている文化遺産の場合は、上記の他に、住民の日常生活空間そのものが観光資源となるために観光客の行動範囲と住民の生活範囲とが重なり、騒音問題やプライバシーの侵害などの生活環境への影響が生じるという点にも考慮することが必要となる。例えば、才津祐美子が岐阜県白川村の世界遺産「白川郷の合掌造り集落」でおこなった調査論文によれば、観光客の増加に伴ってごみのポイ捨て行為や私有地や一般住居への不法侵入などの「観光公害」と評されるような状況が、地元の呼びかけによって改善されつつあるが未だに見受けられると紹介している [才津 2007]。このように、生きている文化遺産の場合は、文化遺産への直接的な影響のほかに、文化の担い手である住民への影響についても配慮が必要となるのである。

この住民への影響を配慮しない場合には、本論で調査事例として紹介する麗江古城のように、生活環境の悪化等によって住民が外部へと流出して文化継承への影響が懸念される事態が発生する場合がある。麗江古城では、世界遺産登録によって観光客が急増したことにより、騒音や水路の汚染等の生活環境が悪化してしまい、それによって外部か

ら来る商人に住居を賃貸または売却するなどして麗江古城周辺の新市街地の住居に移住する現象が起きている [山村他 2007、藤木 2010]。筆者のこれまでの麗江古城での調査でも、以前は麗江古城内に住んでいたが、現在は麗江古城に隣接する新市街へ移り住んでいる人や、麗江古城内に住んでいた時に生活調査をさせてもらった人が、数年後に新市街に引っ越したという事例を見てきた [高倉 2011]。

これらを踏まえて、生きている文化遺産の保護と活用にはどのような考え方や対応が必要とされていて、それに対して研究者はどのように関わることができるかについて、中国雲南省の麗江古城での調査を事例に論じたい。

4 麗江古城における生きている文化遺産の保護と活用

4.1 麗江古城の概要

麗江古城¹⁾は、中華人民共和国・雲南省の麗江市古城区にある旧市街区で、面積は約3.8キロ平方メートル、4,000戸余りの伝統民居と石畳の街路、その間を縫うように流れる水路と石橋などが街の景観を形成している (図1、写真1)。雲南省の西北部、雲貴高原からチベット地区へ続く山間地帯の周囲を3,000~4,000m級の山々に囲まれた盆地に位置している。この盆地は、海拔約2,400mという高地にありながら、盆地という地形の特性と北緯約25度という低緯度に位置するおかげで平均気温が12.6度と夏は比較的涼しく冬は晴れて暖かい日が多く、1年を通じて温暖な気候となっている。また、低緯度に位置するため雨季と乾季があるが、平均年間総雨量約1,000mmのうちの多くが雨季の中心月である7~8月に集中して降るため、年間を通して晴れの日が多い地域となっている。さらに周囲にある高い山々から麗江古城の北側にある黒竜潭などに1年を通して安定して水が湧き出るおかげで、麗江古城は温暖な気候ときれいな水に恵まれた地区となっている。

麗江古城は、街が形成されはじめてから現在まで約800年の歴史を持つ古都で、茶馬古道と呼ばれる四川・雲南からチベットへと続く交易路の重要中継地として栄えてきた。



図1 雲南省・麗江古城所在地



写真1 麗江古城

また、元代から清代初めごろまで土司としてこの地域を治めていた少数民族納西族の木氏が麗江古城に木府を置いて政治をおこなっていたことや、それ以降近年まで麗江古城の住民のうち約7割が納西族であったこと、さらに古城区とその西側にある玉龍納西族自治県（両地域は2002年までは麗江納西族自治県として同じ行政区域であった）に納西族の総人口約30万人のうち約7割が集住していることからわかるように、麗江古城は納西族の中心的地域として存続してきた。ただし、交易の重要中継地であった麗江古城は交易に関わる他民族も多く生活し往来していたことから、歴史的にみても納西族のみが麗江古城の住民を構成する要素ではなく、他民族や他の地域の人々も往来していたことを理解しておく必要がある。

4.2 世界遺産登録と関連する法整備

この長い歴史の中で、茶馬古道の交易による交流などによって漢族やチベット族など周辺諸民族の文化の影響を受けながら独自の文化が築かれてきた。そして、その文化のもとで造られてきた家屋や街並みが、1997年に世界文化遺産「麗江古城」として登録された（英語名は「Old Town of Lijiang」、登録基準は文化遺産 ii, iv, v²⁾）、世界遺産に登録されて以降、他の世界遺産登録地域と同様に急速に観光開発が進んで麗江市の経済は大きく発展した³⁾。

世界遺産に関連した法整備について、まず、世界遺産登録に関する法整備から見ていきたい。世界遺産の保護は登録物件のある国の国内法によっておこなわれるため、世界遺産登録を申請する際には事前に登録物件の保護に関する法律等の保護体制を整備する必要がある。麗江古城の場合は、1995年に制定された『雲南省麗江歴史文化名城保護管理条例』や『麗江歴史文化名城保護規劃』の批准、『麗江納西族自治県古城消防安全管理暫定施行法』の制定などが世界遺産登録前に整備された。また、世界遺産登録後には1997年の『麗江古城申告世界文化遺産』文書に基づいて、『世界文化遺産麗江古城保護規劃』や『雲南省麗江古城保護条例』等の制定や、世界文化遺産麗江古城保護管理委員会の設立や世界文化遺産麗江古城保護管理局の設置などの保護管理体制の整備が進められた〔世界文化遺産麗江古城保護管理局 2008: 14-19〕。これらによって、世界遺産登録物件を保護していくための基本的な制度が形成された。

実際に保護管理を進めていく際の具体的な内容について紹介すると、例えば1997年に施行された『麗江大研古城保護詳細規劃』では、保護対象範囲を旧市街全域に拡大するとともに、特に保護が必要な歴史的文化的価値の高い伝統的住宅建築140軒をリストアップして重点的に保護するとしているほか、「外観は原状復元を目指す、建築内部は現代生活の要求を満たすように改装することができる」として、家屋や街並みを保護しながら屋内を現代様式にして生活利便性を向上させることができるようにしており、麗江古城の街並み景観を守りながらも住民の生活環境の保護・向上を目指すという内容とな

っている [山村他 2007: 28, 31]。筆者が以前に現地調査をした麗江古城内に住む納西族の民居でも、この規劃に則って外観の伝統文化様式を維持しながら内装を現代的な様式に改装して、生活環境を向上させている事例をいくつかみることができた [高倉 2006]。

しかし、これまで紹介した法整備には、特に2006年の『雲南省麗江古城保護条例』の制定以前の内容が不十分だったこともあって制度が有効に機能しなかった [山村他 2007: 37-38]。そのため、観光開発が進むにつれて、麗江古城内では観光客の増加による騒音の増大や川や水路の汚染、物価の高騰などによって生活環境が悪化してしまい、以前から麗江古城に住む人々が隣接する新市街 (写真2、1980年ごろから順次造成されてきた、現代的な建物で構成される新しい居住および商業地域) などの他地域へ移り住むという現象が増加した。そして、移り住む人々と入れ替わるように外部から商売を目的とした商売人が空いた民居を購入または賃貸するなどして多数流入するようになり、商売のために民居を飲食店や宿泊施設にするため「麗江大研古城保護詳細規劃」の規定範囲を超えて過度に改築しているという問題が発生しているのである (写真3)。



写真2 新市街の住宅地



写真3 過度に改築された客棧の中庭

この問題に対して麗江市政府もいくつかの対策を講じている。例えば、2004年1月から旧住民を麗江古城に呼び戻して再び住み続けてもらう政策としての「惠民政策」を施行したほか、2005年12月からは旅館・カフェやバー・レストランの3業種について新規の営業許可証を発行しないという政策も施行した。また、2006年には『麗江古城伝統民居保護維修手冊』を作成し、家屋の改装等をおこなう際の注意例を写真等でわかりやすく紹介した。しかし、「惠民政策」では、戻ってきた住民1人につき毎月10元 (2008年からは15元に値上げされた) が給付されるだけなのに対し、商売人に建物を賃貸した場合は毎月数百元～数千元の家賃収入となるため、この政策は実効性が弱く、大きな成果を挙げられていないのが現状であるという [山村他 2007: 33-36]。また3業種についての規制も、藤木の調査によると、政策施行後にも麗江古城内で新たな店舗が営業されていることを確認していて、執行状況や効果については未確認の部分が多いという [藤木

2010: 220]。

このように、世界遺産登録に関する文化遺産保護の法整備が進められてきたが、登録物件が順調に保護されているとは言えず、また、麗江市政府が対策を講じている商業活動の規制や住民が減少する現状の打開策も、残念ながらうまくいっていないことがうかがえる。

4.3 観光地化による住民構成の変化

前項で紹介したように、麗江古城では観光地化が進むにつれて観光客が増加するとともに観光客目当ての商店が増加し、街の中心地域である四方街やその周辺の通りでは昼夜問わず観光客が騒がしく行き交うなどの騒音問題が目立つようになった（写真4）。また、心無い観光客らが街中を流れる川や水路にごみを捨てたり、外部から来た商売人やその従業員が水場を利用したりする際に、川や三眼井（写真5、上流から順に飲料水用、野菜洗い場用、洗濯等用と、使用目的別に三区分に水場が分けられた構造の井戸場）などに慣習としてある使用ルールを守らずに利用することが見受けられるなど、水環境も悪化しており、ますます生活環境が悪化してしまったのである。



写真4 夜も観光客が多い中心部の四方街



写真5 三眼井

そのため、旧来から麗江古城に住んでいた人々が静かな生活環境を求めて周辺の新市街地などへ移住し、入れ替わるように、その空き家を賃貸もしくは購入するという方法で外部から商売人が流入するという現象が進んだ。その結果、麗江古城における住民構成が急速に変化してしまったのである。更に、商売人の中にはある程度の儲けが出ればそこを引き払って別の場所へ行く人も多いため、長く定住して文化を継承する存在とはなり難い。そのため、住民の入れ替わりが急激に起きていることで、これまでの麗江古城の住民によるコミュニティがコミュニティとして機能しなくなり、くらしのルールや制度上の仕組みが追いつかなくなっていることが問題として指摘されている [山村他 2007: 33]。さらに、文化保護よりも商売を優先する商売人によって、文化遺産である民

居が商業施設に過度に改造されてしまうという問題も起きている。

この住民の移住については、実は世界遺産に登録される以前にも見られた。現地での聞き取り調査によると、もともと麗江市でも他の地域でもみられるような政策として、1980年ごろから麗江古城周辺の空いている地域に新しく市街地を造成して、麗江古城や周辺の農村地区から移住する人々のための現代的な住宅地や商業地区を建設してきたという経緯があった。同じく、1986年に中国国務院によって歴史文化名城の指定を受けたことや、1995年に中国中央政府が策定した「第9次五カ年計画並びに2010年までの長期目標」で、雲南省を含む内陸部地域の経済開発において観光業が重要産業として指定されたことなどにより、麗江古城の観光開発が進められてきた〔藤木 2010: 215〕。そのため、世界遺産に登録される以前にも麗江古城から新市街の新しい建物に自ら移り住む人々はいたという。しかし、世界遺産に登録されたことで観光地としての知名度が上がり、急速に観光地化が進んで麗江古城の生活環境が悪化したことで、旧来からの住民が更に隣接する新市街地などへ移住するようになったのだという。そして、その空き家を利用して商売をするために商売人が外部から流入するという現象が起きているのである。もちろん、旧来からの住民の中にも、自宅を利用して自ら商売をおこなったり、道路に面した家屋の一部だけを商売人に貸し出すなどして家賃収入を得て、そのまま麗江古城内で生活を続けているという事例もあるが、多くは外部からやってきた商売上手な人々が建物を借り受けるなどして商店や客棧（民居を利用した宿泊施設）を経営しているのが現状である。これは、麗江古城の生活環境が悪くなってしまったことに加えて、不慣れた商売をしなくても商売人に空き家を貸すだけである程度の家賃収入が入り、商売慣れしていなくても手っ取り早くお金が稼げることが要因であると考えられる。しかし、経済成長に伴う近年の物価の上昇率に比べると長期契約での家賃契約では収入金額は上がらないことから相対的にみると収入が減っているうえ、実際に商売している商人のほうが家賃収入の何倍ものお金を手に入れることができているため、家を手放したり貸し出したりしていることを後悔している人も少なからずいるという。また、現在の文化遺産観光のブームからも見えるように、古い民居での生活に価値が見出されるようになったことで、できることなら旧市街の建物に戻って住み続けたいと考える人も多くなっているとの話を、現地での聞き取り調査でも聞くことができた。

4.4 問題点の整理

ここまで、観光地化が進む麗江古城における文化保護や住民構成の変化の現状についてみてきた。通常の文化遺産であれば、登録対象物件である建造物を保護するために、法整備や観光制限の実施などの方法で観光活動による建造物への影響をある程度コントロールすることができるであろう。しかし、人が住んでいる生きている文化遺産の場合は、建造物の保護だけではなく、生活環境や生活文化の保護という観点も含めた対策が

必要となる。その点を踏まえたうえで、現状の麗江古城における問題点について整理すると、大きく見て次の3つの問題点がみえてくる。①生活環境の悪化によって、これまで麗江古城の文化を継承してきた旧来からの住民が外部に流出していること、②住民が流出した後の空き家に、文化遺産の保護よりも商業活動を優先する商売人が流入し、商売のために文化遺産である家屋等を過度に改造すること、また、ある程度の儲けが出たらそこを引き払って別の地域へと出ていく商売人が多いこと、③これらの住民の流出と商売人の流入や入れ替わりが急速に起きること、麗江古城の住民間による文化の共有や継承がおこなわれ難くなっていること、の3つである。

これらは個別の問題ではなく、関係性を持って起きている問題であるため、解決方法を考える際には総合的に考える必要がある。例えば、麗江古城の生活環境を改善させるために、麗江古城内での観光客の活動を制限するなどして生活環境を改善させたとしても、それだけで住民が戻ってきて、以前のように生活できるようになることは考え難い。また、文化遺産の保護に関して不法な破壊行為をおこなっている商売人に対して、取り締まりを強化して営業停止や追放処分等を科したとしても、別の商売知識と資金を持つ商売人が入れ替わるようにやって来て、また文化遺産の保護よりも利益を追求するようになると思われるのが、現在の状況においては自然であろう。もし、外部から来る商売人ではなく、以前の住民に戻ってもらって商売をしてもらおうとするならば、経営を望む人に対して商売知識の習得や経営資金の準備などをサポートできるような体制を整えていく必要があるだろう。

また、惠民政策のように住民を呼び戻してまた麗江古城で生活してもらおうという動きもある。しかし、仮に法律で厳しく取り締まるなどして麗江古城の生活環境を向上させ、さらに行政側が豊富な生活資金を旧住民に与えて麗江古城で以前のように住んでもらうようにしたとして、与えられる生活資金を目当てに戻ってくる人々が果たして麗江古城の文化の保護や継承にどれほどの役割を担うことができるだろうか。例えば、お金をもらう代価として住まいの文化的建築様式や文化財などの文化遺産を保護する契約をその人々と交わしたとしても、それではただの「文化財の管理人」であり、自分たちの文化として積極的に文化遺産を保護しようという意識を持つことには必ずしもつながらない。また当然ながら、彼らの日々の生活様式について行政側からその内容を強制することはできない。先述したように、生きている文化遺産は住民の日常の生活文化によって変容し、生活の中で利用されながら継承されていくものである。そこに住む人々がただの文化財の管理人として文化遺産を保護することは、現状の維持には貢献できるかもしれないが、生きている文化遺産の保護にはつながらないのである。

麗江古城で生活する住民を増やしていくことは確かに必要なことではあるが、上記のような問題点を解決して生きている文化遺産を保護していくためには、住民が自分たちの文化として日常生活の中で利用しながら、自律的に文化遺産を保護・活用しようとい

う意識を持って活動することが重要なのである。

4.5 文化遺産保護における住民の自律的活動の重要性

ここで、生きている文化遺産の保護において、なぜ住民が自律的に文化遺産を保護・活用することが重要なのかについて事例を紹介して論じたい。

筆者が以前に調査をした富山県南砺市にある五箇山相倉地区は、同じ五箇山菅沼地区と岐阜県の白川郷とともに世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として1995年に世界文化遺産に登録されている地域であり、麗江古城と同じく人が現在も生活する生きている文化遺産である。相倉地区では、1970年に国の史跡指定を受けているが、その際に登録対象である建造物等の保存に関する方向性や、指定の登録に関する法規制による日常生活への影響などについて、当時の住民全員で十分に話し合ったうえで史跡指定の受け入れを決定したという経緯がある。史跡に指定されると、その保護のために自宅の修繕など様々な場面で厳しく制限がかかるなど生活面で大きな負担があるが、住民が話し合って決定したことであるため、現在まで大きな反発もなく保護活動と生活の両立ができてきているのだという。また、観光活動に関しても、住民が話し合って地区内での民宿や土産物屋の経営をおこなうなど、住民の意思に基づいて自律的な文化遺産の保護と活用がおこなわれてきた。世界遺産に登録されてから観光客が増加した後もその状況は特に変わっておらず、現在まで観光地化による住民の流出などは起きていない [高倉 2011]。

この事例からは、住民が自律的に文化遺産を保護するという意識を持つことで、保護活動のために多少の不便が生じていても自律的に決めたことであるため保護活動に支障が出にくいこと、また、住民が主体的に観光業に携わることで、自分たちの生活を継続するための資金を得ることができるとともに、観光業が文化遺産に与える影響についても住民側がコントロールできる状況を構築しやすくなるということがみえてくる。そして、そのような状況を実現させるためには、住民の意見をまとめて文化遺産の保護や活用をおこなう際に反映させることのできる住民組織が必要であるということがわかるのである。

もちろん、数十件の合掌造り住居がある相倉地区と数千件の住居が密集する麗江古城ではその規模に大きな差があるため、単純に比較することは難しいと思われるが、人が住んでいる民居が文化遺産となっている事例として両者を見比べれば、住民が自律的に文化遺産を保護・活用しようという意識を持つことの重要性がわかるだろう。

また、住民組織に関してみると、日本と中国では行政の仕組みが違うため、住民組織の在り方や活動できる内容にも相違はあるが、例えば、麗江古城と一緒に世界遺産に登録されている東河古鎮でも、外部の民間企業による観光開発への強すぎる関与を減らし、地域住民の組織である「東河古鎮旅遊合作社」の活動を強化することで、住民が文化遺産の保護と観光開発の主たる担い手となることを模索する研究 [馬 2009] があるよう

に、中国でも住民組織による活動によって住民の自律的な文化遺産の保護と活用を進めることができると考えられる。しかも麗江古城では、惠民政策の施行などからもわかるように、行政が文化遺産の保護のために以前からの住民が麗江古城でまた生活をするものの必要性について認識している。そのため、利益関係などの別の問題も関わってくるが、住民組織の活動目的が行政の求めているものと方向性が同じものであることから、住民組織の設立やその活動を進め易いのではないかと考えられる。

このように、生きている文化遺産の保護においては、住民が自律的に文化遺産を保護・活用することが重要であることがわかる。また、住民が自律的に活動をするためには住民組織が必要であり、麗江古城でも東河古鎮のように住民組織の設立とその活動を模索することが求められるのである。

4.6 麗江古城における住民の定義

前項で、生きている文化遺産では住民が自律的に利用し保護することが重要であることについて述べたが、それでは、その住民の定義はどのようにみるべきかについて論じたい。ここでいう「住民」とは、麗江古城の文化を生活の中で自らのために利用し、自分たちのために自らの意思で保護活動をおこなう役割を担う可能性を持つ人々のことである。

まず、現状の住民の定義についてみると、これまでの麗江古城に関する研究や、「惠民政策」等からみる現地政府の見解では、旧来から現在まで麗江古城内に住み続けている人々を「住民」とし、世界遺産登録以前は麗江古城に住んでいたが現在は新市街地など外部に移り住んでいる人々を「旧住民」と定義している。そして、現在多数派を占める外部から麗江古城に商売に来ている流入商売人については、商売目的で数年商売をして儲けが出ればまた外部へ行く人々が多くいるため、住民とはみていないと思われる。しかし、筆者のこれまで調査では、例えば、麗江古城内で客棧を経営している漢族の経営者は、2001年に山東省から家族で麗江古城に来て客棧経営を始めて以来同じ民居で経営を続けていて、その民居も他の客棧に見られるような過度な改装は行われず、文化的建築様式が保護されている。彼らからは、麗江古城の文化環境を気に入っており、今後もここで経営を続けていくとの話を聞いており、現在でも同じ場所で経営を続けている。また、他の客棧で四川省から来て住み込みで働いている漢族の従業員に話を聞いた際にも、麗江古城が好きで今後もできれば麗江古城に住んで仕事を続けていきたいと考えているとの話を聞くことができた [高倉 2011]。これらは一部の事例ではあるが、外部から流入している商売人の中にも、麗江古城の文化が好きで長く住み続け、日々の生活の中で自分たちの生活のために麗江古城の文化を利用した観光業に携わる人々がいることがわかる。そしてそれは、外部から来ている商売人の中にもここで言う麗江古城の住民になりえる可能性を持つ人々がいるということを表しているのである。

旧住民についてみると、「惠民政策」でお金を支給して麗江古城内に戻ってもらおうとしていることから、行政としては旧住民が麗江古城に戻ることによって文化遺産の保護を担う住民になることができると考えていること、また、麗江古城に戻ることが住民に戻る前提と考えている様子が見えてくる。しかし前述したように、移住した旧住民とされている人々の中にも世界遺産登録によって観光開発が進む前から便利で快適な新しい住居での生活を求めて自らの意思で新市街に移住した人もいれば、商売人に民居を貸して賃貸料を得ることで生活をしている人もいるなど、旧市街に戻ることを望んでいない人々もいるだろう。また、後述するような新市街に住みながら毎日麗江古城内の商店で働く人や、いずれは麗江古城内の家に戻って生活したいと思っている人など、様々な考えの人がいる。そのため、旧住民を一律に麗江古城内に戻して住み続けることができるようにできたとしても、それが麗江古城の生きている文化遺産を保護できることにつながるとは必ずしも言えないのである。

では、どのような人々がここで言う麗江古城の住民となりえる可能性を持つだろうか。例えば、麗江古城内の客棧で働く納西族の女性従業員は、以前は麗江古城内に住んでいたが、現在は新市街に家族で引っ越して住んでいて、彼女の姉や父親も麗江古城内の客棧や商店で働いているのだという。彼女は毎日の仕事のほか、日々の買い物や友人と遊ぶ際にも麗江古城内に来ることが多く、麗江古城に関わる時間は日々の生活の中で大きな割合を占めているという。また、20年程前に木府の復元が決定された際、もともと木府の敷地であった場所が一般居住地となって住居が建てられていた区域があり、当時その区域に住んでいた人々が復元作業のために集団で政府が用意した新しい住居へ移住させた事例があった。このときに移住した人々の話によると、近隣に住んでいた人々と一緒に集団で移住できたことで、現在近所に住んでいる人々は皆麗江古城に住んでいた時と同じ面々で、古城内に住んでいた時と変わらない近所付き合いが続いているという。また、移住先が麗江古城からすぐ近くの新市街の一角で、自分たちも近所の人々も当時と同じように麗江古城内にある市場に行き日々の買い物をすることが多く、市場では麗江古城内に今も住んでいる知り合いや新市街の他の近隣地区に引っ越した人々と会う機会も多いのだという [高倉 2011]。これらからは、現在は新市街に住んでいても、日々の仕事や日常生活の様々な場面において麗江古城と関わりを強く持って生活をしている人や、移住先でも麗江古城内の近所付き合いを継続している人々、また移住した人と現在も麗江古城内に住む人が市場などの日々の生活の中で交流する機会があることがわかる。つまり、新市街に住む人々の中には、麗江古城に住んでいないということ以外は、ここで言う麗江古城の住民と考えることができる人々がいることがみえてくるのである。

さらに、現在は麗江古城に住んでいないという点について言及すれば、例えば、世界遺産の登録推薦書の規定には、登録物件を保護するために登録物件のある地点の周辺にバッファゾーン（緩衝地域）を設定するという考えがあり、この設定は義務ではないが、

もし設定しない場合は設定しない理由を明示することが必須となっている。このことから、世界遺産を管轄する場において、登録物件周辺の環境が登録物件に影響を与えるということが認識されていることがわかる。言い換えれば、周辺地域にあっても、登録物件に関わることで影響をもたらすことを認識しているということである。つまり、先に紹介した事例のような、周辺地域に住んでいるが仕事や買い物等で日常的に麗江古城の文化遺産や生活文化に関わっている人々は、生きている文化遺産である麗江古城の文化の活用と保護を担う住民と見ることのできる可能性を持つ人々であるということである。もちろん、このことで直ちに麗江古城の周辺に住む人々も麗江古城に住む人々と同様に扱うことができると考えることは早計であるが、文化遺産の登録にかかる規定でも周辺地域の影響力を重視しているという事実からみれば、麗江古城の住民の定義について考える際に考慮していくべき内容であると考えられる。

5 おわりに

生きている文化遺産は、人々の生活様式や時代の変化に合わせて変容することから、ある程度隔離された文化遺産のように現在の形態を保護するという方法をそのまま用いることはできない。生きている文化遺産の保護においては、そこに住む人々の生活文化の存続とその影響を意識した保護活動が必要であり、そのためには文化に携わる住民自身が自分たちの利益のために自立的に自身の文化として誇りを持って利用できる環境を整えることが重要である。

観光地化が進む麗江古城では、旧来からの住民の流出や商売人の流入で住民構成が急速に変化していて、生きている文化遺産の保護・活用を担う住民の減少が心配されている。しかし、麗江古城で長く観光業で働く人々や周辺地域に住む人々の中には、今回論じた新しい住民の定義の視点でみた場合には住民となりえる可能性を持つ人々がいることが現地調査によって見えてきた。住民の定義には、山村や藤木、才津など他の生きている文化遺産を研究対象として扱う研究者も注目しており、考え方も様々である〔山村他 2007、藤木 2010、才津 2007など〕。例えば、経済発展や観光地化が進んで人や物や文化の移動量やその範囲も拡大することと同じように、文化が相互に影響する交流範囲もその時の状況によって変化することもよくある。そのことを考えると、住民の定義においても、その関係性や居住範囲をその時の状況によって変化させて考えることが必要であると考えられる。今後も研究・調査を継続して、住民の定義について考察するための調査事例や関連資料を積み上げていきたい。

注

- 1) 「世界遺産麗江古城」には、厳密には一番規模の大きな大研古城、その北西に位置する東河古鎮、東河古鎮のさらに北方に位置する白沙古鎮の3つの歴史地区が登録されているが、一般的に麗江古城と言えば大研古城のことを指すことから、本論でも麗江古城とは大研古城を指すものとする。
- 2) (ii) ある期間を通じて、または、ある文化圏において、建築、技術、記念碑的芸術、町並み計画、景観デザインの発展に関し、人類の価値の重要な交流を示すもの。(iv) 人類の歴史上重要な時代を例証する、ある形式の建造物、建築物群、技術の集積、または景観の顕著な例。(v) 特に、回復困難な変化の影響下で損傷されやすい状況にある場合における、ある文化（または、複数の文化）を代表する伝統的集落、または、土地利用の顕著な例。
- 3) 例えば1995年から2000年の5年間で、観光客が年間約70万人から約260万人に、観光収入は約1.6億元から約15億元へと大幅に増加している（藤木 2010: 218 「麗江における入り込み客数・観光収入推移図」より）。

参考文献

● 日本語文献

D. J. グリーンウッド

- 1991 「切り売りの文化—文化の商品化としての観光活動の人類学的展望」パーレン・L・スミス編、三村浩史監訳『観光・リゾート開発の人類学—ホスト&ゲスト論でみる地域文化の対応』pp.235-256, 勁草書房。

石森秀三・西山徳明編

- 2001 『ヘリテージ・ツーリズムの総合的研究』国立民族学博物館調査報告21。

河原洋子

- 2009 「中国麗江世界遺産地域における民家の変化と継承—白沙集落を中心とした保存のための考察」筑波大学大学院人間総合科学研究科『2009学位論文梗概集（世界遺産学・学術）』pp.113-122。

葛野浩昭

- 2011 「文化の商品化」山下晋司編『観光学キーワード』pp.174-175, 有斐閣。

才津祐美子

- 2007 「世界遺産という冠の代価と住民の葛藤」岩本通弥編『ふるさと資源化と民俗学』pp.105-127, 吉川弘文館。

佐野賢治編

- 1999 『西南中国納西族・彝族の民俗文化』勉誠出版。

高倉健一

- 2006 「空間文化による民族研究—麗江古城のナシ族を事例に」愛知大学国際コミュニケーション学会『国際コミュニケーション学会 学会賞・努力賞受賞卒業研究集成』pp.358-384。
- 2011 「世界遺産保護における住民による主体的活動の重要性について」神奈川大学非文字資料研究センター年報『非文字資料研究 No.7』pp.479-494。

西山徳明編

- 2004 『文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題』国立民族学博物館調査報告51。

2006 『文化遺産マネジメントとツーリズムの持続可能な関係構築に関する研究』国立民族学博物館調査報告61。

藤木庸介編

2010 『生きている文化遺産と観光—住民によるリビングヘリテージの継承』学芸出版社。

松浦晃一郎

2008 『世界遺産 ユネスコ事務局長は訴える』講談社。

馬 紅

2009 「中国における文化遺産としての歴史地区の持続可能な観光開発のあり方に関する研究—世界遺産「麗江古城」東河地区を事例として」筑波大学大学院人間総合科学研究科『2009学位論文梗概集（世界遺産学・学術）』pp.183-190。

安江則子編

2011 『世界遺産学への招待』法律文化社。

山下晋司

1996 『観光人類学』新曜社。

2009 『観光人類学の挑戦』講談社。

山下晋司編

2007 『資源人類学02 資源化する文化』弘文堂。

山村高淑他

2007 『世界遺産と地域振興—中国雲南省・麗江にくらす』世界思想社。

毛利和雄

2008 『世界遺産と地域再生—問われるまちづくり』神泉社。

山田勅之

2011 『雲南ナシ族政権の歴史—中国とチベットの狭間で』東京外国語大学アジア・アフリカ文化研究所。

●中国語文献

郭大烈

2008 『納西学論集』民族出版社。

納麒他

2009 『麗江之路』紅旗出版社。

世界文化遺産麗江古城保護管理局・昆明本土建築設計研究所編

2006 『麗江古城伝統民居保護維修手冊』雲南科技出版社。

世界文化遺産麗江古城保護管理局

2008 『世界文化遺産麗江古城保護状況報告 一九九七年-二〇〇七年』世界文化遺産麗江古城保護管理局。